

荒尾市自転車等の放置の防止に関する条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、荒尾市自転車等の放置の防止に関する条例
(令和7年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要
な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例に
よる。

(自転車等放置禁止区域標識の設置等)

第3条 市長は、条例第8条第1項の規定により放置禁止区域を
指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車・原付放置禁止区
域(様式第1号)の標識を設置するとともに、当該放置禁止区域
を図示したものを掲示するものとする。

(移動の命令等)

第4条 条例第11条第1項の規定による命令は、口頭又は自転
車等への警告書(様式第2号)の取付け等により行うものとする。

2 条例第12条第1項の規定による指導は、口頭又は自転車等
への注意札(様式第3号)の取付け等により行うものとする。た
だし、次の各号のいずれかに該当する場合において、自転車等駐
車場内に放置されている自転車等に対する指導にあつては、自
転車等への駐輪場における注意札(様式第4号)の取付け等によ
り行うものとする。

- (1) 当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認めら
れる場合
- (2) 公共の場所の利用以外の目的で駐車されていると認められ

る場合又は7日以上期間にわたり放置されていると認められる自転車等

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合
(放置自転車等の撤去等)

第5条 市長は、条例第11条第2項又は条例第12条の規定により自転車等を撤去又は移動するに当たり、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーン、ワイヤー錠等(以下「チェーン等」という。)により結び付けられている場合において、当該チェーン等を切断しなければ撤去又は移動することができないときは、当該チェーン等を切断した上で撤去又は移動することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により切断したチェーン等の賠償の責めを負わない。

(放置禁止区域外で撤去の対象となる自転車等の放置期間)

第6条 条例第12条第2項に規定する相当の期間は、同条第1項の規定による指導をした日から起算して7日間とする。

(保管台帳の作成)

第7条 市長は、条例第13条第1項の規定により自転車等を保管したときは、自転車等保管台帳(様式第5号)を作成するものとする。

(保管の告示事項)

第8条 条例第13条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 撤去を行ったこと。
- (2) 自転車等が放置されていた場所
- (3) 保管した年月日

- (4) 保管及び返還を行う場所
- (5) 保管期間
- (6) 返還を受ける方法
- (7) 保管期間経過後の自転車等の措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が自転車等の返還に必要なと認める事項

(利用者等への通知等)

第9条 市長は、条例第13条第2項の規定により保管したときは、警察、学校その他の関係機関等に対し必要な照会等を行い、利用者等の調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査により利用者等が判明したときは、保管自転車等引取通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、保管している自転車等の引取りの申出があったときは、その者の住所及び氏名を証する書類及び前項に規定する通知書の提示その他必要と認める方法によりその者が当該自転車等の返還を受けるべき者であることを確認した上、保管自転車等受領書（様式第7号）と引換えに当該自転車等を返還するものとする。

(処分までの保管期間)

第10条 条例第13条第3項に規定する規則で定める期間は、同条第2項の規定による告示の日から起算して6月間とする。

(費用の免除等)

第11条 条例第14条第1項ただし書の規定により免除を受けようとする者は、保管費用免除申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(費用の額)

第 1 2 条 条例第 1 4 条第 2 項に規定する規則で定める額は、自転車等 1 台につき 1, 0 0 0 円とする。

(委任)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 3 条の規定による自転車等放置禁止区域標識等の設置その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。